

確認検査申請手数料の減額措置について

確認検査申請手数料において、当センターは以下の減額措置を定めています。
詳しくは、当センター事業管理課にお問い合わせください。

① 大口の顧客の場合

年間おおよそ30件以上の建築確認を当センターへ申請する見込みのお客様に対し、申請件数に応じて減額率を定め、確認検査申請手数料を減額することができます。

② 住宅瑕疵担保責任保険等の現場検査との同時検査の場合

瑕疵担保保険検査又はフラット35に係る検査の場合は5千円を、建設住宅性能評価に係る検査の場合は1万円を減額することができます。（下記④又は⑤の減額を受けた場合を除きます。）

③ 住宅保証機構株式会社の省エネルギー計算書等作成サービスを利用した場合

併せて同社の住宅瑕疵担保責任保険を当センターに申請した場合は、長屋又は共同住宅等の完了検査申請手数料を戸数に応じて1万から2万円減額することができます。（下記④又は⑤の減額を受けた場合を除きます。）

④ 災害等の被災者復興住宅の場合

「全壊、大規模半壊又は半壊」の罹災証明書が添付されたときは、確認・中間・完了検査申請手数料はそれぞれ2分の1を減額することができます。（ただし、再建する住宅は500㎡以内とし、工作物又は建築設備若しくは構造計算適合性判定を伴うものの手数料は除きます。また、石巻市内は「全壊又は大規模半壊」を対象とします。）

⑤ 災害公営住宅の場合

公営住宅法に基づき整備される一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅で延べ面積が500㎡以内の場合は、当該住宅の申請地が存する特定行政庁の手数料と同額とすることができます。